

各 位

霧島市長 中重 真一

質 疑 回 答 書

霧島市立医師会医療センター建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザルの参加申込に関する質問に対して、以下のとおり回答する。

番号	書類名	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	実施要項 I .8.(2)	P4	8.技術業務協力(2)業務委託料の記載がありますが、5.工事の概要(3)参考価格内に含むのでしょうか。	参考価格には、技術協力業務の業務委託料は含まれません。実施要項 I .4.(1)のとおり、委託契約を締結し、業務完了後委託料を支払います。
2	実施要項 I .8.(4)①ア	P4	「ECI技術提案項目についての検証(必要と判断された項目)」とありますが、技術提案書で提出した提案で採用されたもののみについての検証と考えてよろしいのでしょうか。	提出された技術提案のなかで、必要と判断されたものになりますので、最終的に採否を決定するための検証、プロセスで必要な資料等も含まれます。
3	実施要項 I .8.(4)①イ	P4	「BIM活用によるデジタルモックアップの作成(内外観3D検証、ピット、天井内、外壁等の納まり検証)」とありますが、納まり検証は設計業務の一部であることから、上記作成はあくまでも設計者での対応と考えます。 技術協力業務者は、作成された資料の検証支援と考えてよろしいのでしょうか。	ECI発注であることを鑑み、必要箇所について施工検討を前倒しで行うことで品質を向上することを目的としています。具体的には、設計者によって作成された当該資料の検証を行うこととします。ただし、BIM活用について技術提案された場合は、作成や支援を提案内容に応じて行うものとしてください。
4	実施要項 I .8.(4)①ウ	P4	「設計意図を変えないVE提案への協力(資料作成、概算算出を含む)」とありますが、 ①設計者が自ら考えたVE提案のことを示すと考えてよろしいでしょうか。 ②①の場合、資料作成とありますが、概算するための資料と考えてよろしいでしょうか。その場合は、VE提案の内容を正確に概算するため、資料作成は設計者が行うと考えてよろしいでしょうか。また異なる場合は、資料作成の具体的内容をご教示願います。	ECI発注であることを鑑み、VE提案協力とは、設計者からの提案に対する協力及び施工予定者自らの提案と考えています。資料作成、概算算出等については、協力することを業務としています。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
5	実施要項 I.8.(4)③ア・イ	P5	既存手術棟の改修(別途事業)に関する技術支援として、ア、イの対応が求められておりますが、具体的な対応範囲・内容が不明です。ご教示ください。	既存手術棟を新病院と接続し、改修する計画があります。当該部分には救急や手術室等最重要施設があるため、施工者のノウハウを活かし、病院にとって最善となる改修ステップの作成支援をお願いしたいと考えています。具体的には、ECI発注建物との接続部の工事手順や、停電回数及び患者のリスクを低減するための方策等について、技術支援をしていただきたいと思います。 ア.ECI発注以外の手術室棟改修工事での施工に伴う技術的確認及び、検討、現地調査、改修ステップ図の作成等。 イ.手術室棟のアスベスト調査(目視による推察)、アスペルギルス真菌の有無調査及び、施工計画立案等。
6	実施要項 I.8.(4)⑤	P5	「関係機関との協議資料作成支援」とありますが、表現が漠然としています。一般的には設計者による業務と思われるのですが、支援として考えられる具体的な業務内容をご教示ください。	基本的には設計者により資料作成等を行う予定です。関係機関との協議により、施工予定者の支援が必要となった場合に、協力をお願いしたいと考えています。
7	実施要項 I.10.(10)②	P7	10.(10)②技術協力業務責任者の配置で、100床以上の病院で、新築又は増築工事の基本設計又は実施設計業務において、管理技術者又は主任技術者としての従事した経験とありますが、今回の工事の設計業務は久米設計様となっております。設計業務を行う事はなく、過去のECI入札方式の例をみても設計業務の経験は問われておりません。つきましては100床以上の病院工事の監理技術者、主任技術者の経験では要件を満たせませんか？ また、この要件を満たす技術者を配置できる構成員(例えば設計事務所様など)とJVを組成し参加する事は可能でしょうか。	実施設計中の技術協力業務では、設計者としての知見や調整力も求めたいと考えています。その為、病院設計を経験した技術者を技術協力業務の責任者として配置することを参加要件としているため、病院工事の経験では要件を満たすことはできません。 また、10.(10)③に記載しているとおり、技術協力責任者は所属する建設業者との直接的な雇用を条件としていますので、設計事務所とのJVでは参加資格要件を満たさないこととなります。
8	実施要項 I.10.(10)②	P7	新築又は増築工事の基本設計又は実施設計業務において、管理技術者又は主任技術者として従事した経験、とありますが設計の管理技術者、主任技術者とは官庁工事での経験を指しているのでしょうか。 又、同等内容の民間工事での経験での申請は可能でしょうか。	官庁工事の管理技術者、主任技術者と同等内容の民間工事での経験で可とします。なお、他社との共同設計の場合には、業務内容が分かる設計体制表を提出してください。
9	実施要項 I.10.(10)② 別表1	P7 技術協力業務責任者の能力	施工実績で設計従事した証明書類として、自社発行の証明書での対応で構いませんでしょうか。	設計従事した証明書類として、様式6-1に記載の通りです。その他当該業務の内容(病床数)が確認できる書類(図面、PUBDIS等)としてしていますが、等については、当該業務体制表(業務上の立場が記載しているもの)を含むものとします。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
10	実施要項 I.10.(10)② 別表1	P7 技術協力業務責任者の能力	要項では「基本設計又は実施設計」と記載され、別表1の技術協力業務責任者の能力の項目では「基本設計及び実施設計」と記載されていますが、どちらが正でしょうか。それとも、参加要件と評価基準は異なるという事でしょうか。	基本設計又は実施設計を正とします。
11	実施要項 I.10.(10)②	P7	「技術協力業務責任者」について、「平成22年4月以降に完成した一般病床数100床以上の病院で、新築又は増築工事の基本設計又は実施設計業務において、管理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。」とありますが、当プロポーザルの目的(P1. 施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れる)や、技術協力業務の業務内容から鑑み、上記を「平成22年4月以降に完成した一般病床数100床以上の病院で、新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。」に読み替えてよろしいでしょうか。	実施設計中の技術協力業務では、設計者としての知見や調整力も求めたいと考えています。その為、病院設計を経験した技術者を技術協力業務の責任者として配置することを参加要件としているため、病院工事の経験では要件を満たすことはできません。
12	実施要項 I.10.(13)	P8	技術協力担当者の会議体の出席について、技術協力担当者は関係時のみの出席対応で可能でしょうか。	技術協力業務責任者以外の技術協力担当者は、関係時のみの出席で可とします。また、Webでの参加も可とします。
13	実施要項 I.10.(13)	P8	建設工事の現場代人と監理技術者についてですが、あくまで配属期間は本工事(建築工事)期間中であり、令和4年9月(予定)以降の配属と考えて宜しいでしょうか。	監理技術者については、実施要項に記載の通りです。また、現場代理人についても監理技術者と同様と考えてください。 なお、ECI発注であることを鑑み、技術協力期間における会議体等について必要に応じた出席を期待しています。
14	実施要項 I.10.(13)	P8	プロジェクト責任者の技術協力期間及び工事期間での関わり具合(頻度)についてご教示下さい。 「技術協力業務期間から建設工事を含む全業務完了までの期間、配置可能なこと」とありますが、例えば、他業務(別の工事に従事等)と兼務しても良いと考えて宜しいでしょうか。	総合定例他、主要な会議について出席することとします。各会議体の詳細については、業務開始時の打合せで決定するものとします。なお、プロジェクト責任者は、他業務(別の工事に従事等)と兼務しても差し支えありません。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
15	実施要項 I.10.(13)	P8	プロジェクト責任者は、工事期間においては、現場代理人と監理技術者を兼務することは可能でしょうか。	本業務においては兼務可能です。 なお、プロジェクト責任者は、全業務期間を通して、当該プロジェクトを適切に把握した上で、円滑に進めるために施工予定者の業務体制を統括し、関係者との調整を行う責任者(社内的立場を含む)と考えています。
16	実施要項 I.11.(13)	P8	「技術協力担当者」については、現時点で配属が定まらない場合、予定者として各担当者を複数名登録することは可能でしょうか。また、後日変更は可能でしょうか。	「技術協力担当者」については、複数名の登録は不可とします。ただし、「技術協力担当者」の変更は可能とします。 様式6-3に記載の「※配置技術者の変更は、当該技術者の退職、休職、死亡の場合を除き、原則として認められないので留意すること。」は、「技術協力担当者」については適用しません。
17	実施要項 II.1.(3)⑧⑨	P10	建設工事の現場代理人、監理技術者につきまして、来年の令和4年9月(予定)以降配属と予定して選任いたしますが、やむを得ない状況で変更の可能性が出た場合、当該プロジェクトの資格要件と同等以上の経歴や資格があれば変更可能であると考えて宜しいでしょうか。	予定の技術者が複数いる場合は、全ての者について提出してください。なお、評価事項に該当する内容については、複数の者の中で、最も評価が低い者について評価することとします。 様式6-1、6-2、6-3に記載のとおり、配置技術者の変更が認められるのは、退職、休職、死亡の場合となり、それ以外は原則として変更は認められません。
18	実施要項 II.1.(3)⑩	P10	現地視察に関して、参加人数の制限等はなしと考えてよろしいですか。	参加人数の制限はありませんが、病院に配慮して調査をして下さい。
19	実施要項 V.6 IX.G)	P16 P19	「VE提案採用前概算工事費」を10月1日までに提出しますが、「VE提案採用後概算見積書」は11月2日の提出となっており、1ヶ月のズレがございます。実施要項P.19:IX G) 価格の評価方法について、「VE提案採用後概算工事費」=「VE提案採用前概算工事費」-「VE提案採用金額」と記載ありますが、当初提出した「VE提案採用前概算工事費」が協力企業との協議次第で変動する可能性があります。工事費が下がる可能性も思慮し、11月2日の「VE提案採用後概算工事費」提出時に、当初提出した「VE提案採用前概算工事費」は変更可能との認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。	実施要項P12のV.1.(2)③で技術提案書等と一緒に提出するとしていた様式14の提出時期を、実施要項P18に記載されているVIII.VE提案採用後概算工事費見積書及びVE提案採用後概算工事費見積内訳書の提出と同時に変更します。 よって、VE提案採用前概算工事費の変更は想定しておりません。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
20	実施要項 XII.6	P22	No8「受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等」とありますが、設計に起因するもの(例:日照、風害等)は、当該リスクに該当しないと考えてよろしいでしょうか。	施工予定者の提案(設計内容含む)によるものであれば、該当するものとします。
21	別表1	実績評価及び配点表	「技術協力業務責任者の能力」欄の評価基準「国内における一般病床数100床以上・・・」の配点欄が斜線で配点が記載されていませんが、当該実績(一般病床100床以上)の場合は、技術協力責任者の条件は満たすが、実績点は0であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
22	様式1	参加資格要件 チェックリスト	確認内容1～6については、確認書類の提出は不要と判断してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。 ただし、虚偽があった場合は失格となります。
23	様式1 様式6-3	参加資格要件 チェックリスト 配置技術者名簿	所属支店の異なる技術者を配置技術者として申請する場合、各支店の一級建築士事務所登録証の写しを提出するものと考えてよろしいでしょうか。 また、一級建築士事務所登録証について変更届出中の場合は届出済みの「一級建築士事務所登録事項変更届」を提出するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
24	様式4-4	共同企業体協定書	構成員各社の押印欄に、「商号又は名称」と「代表者氏名」と併せて住所を記載するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	特定建設工事共同企業体協定書(様式4-4)の第5条に構成員の住所を記載するため、押印欄には記載不要です。
25	様式6-1	技術協力業務責任者の経歴等	技術協力業務責任者の経歴等について、平成22年4月以降に工事が完成したことが確認できる書類を添付すること。と記載がありますが、基本設計・実施設計は完了し、完成物を納品済みだとして、現在工事中ということであれば、実績としては認められないのでしょうか。	基本設計・実施設計が完了したことを説明できれば、実績とみなすことができます。ただし、説明資料(任意書式)の提出をしてください。 様式6-1に記載の、「※記載した業務については、契約書の写し又はその他当該業務の内容(病床数)が確認できる書類(図面、PUBDIS等)、平成22年4月以降に工事が完成したことが確認できる書類を添付すること。」は、「※記載した業務については、契約書の写し又はその他当該業務の内容(病床数)が確認できる書類(図面、PUBDIS等)、平成22年4月以降に設計が完成したことが確認できる書類を添付すること。」と読み替えてください。

番号	書類名	該当ページ	質問事項	回答
26	様式6-1	技術協力業務責任者の経歴等	「業務上の立場について」、設計実績として申請する案件をPUBDISに登録しておらず、かつ契約書等にも立場が記載されていない場合、「業務上の立場」を確認するための書類は自社にて作成した資料で良いものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	設計従事した証明書類として、様式6-1に記載の通りです。その他当該業務の内容(病床数)が確認できる書類(図面、PUBDIS等)としてしていますが、等については、当該業務体制表(業務上の立場が記載しているもの)を含むものとします。
27	様式6-3	配置技術者名簿	プロジェクト責任者については、作業所への常駐はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	様式6-3	配置技術者名簿	「本業務」とは、技術協力～建設工事までのことと指すことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
29	様式6-3	配置技術者名簿	プロジェクト責任者が兼務できるのは、技術協力業務責任者、または技術協力担当者(建築)のみということでしょうか。	技術協力業務責任者、技術協力担当者(建築)、現場代理人、及び監理技術者は兼務できます。
30	様式6-3	配置技術者名簿	「実務経験は従事する役割に対応する実務経験とする。(通算年月を記入)」とのことですが、「役割に対応する実務経験」とは具体的にどのような実務経験を指すのでしょうか。 また、「実務経験」を証明する資料(経歴などの社内資料)の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	役割に対応する実務経験とは、下記の通りです。 技術協力業務責任者及び技術協力(建築)(構造)(電気)(機械)担当者は、設計業務の経験を指します。技術協力(積算)担当者は、積算業務の経験を指します。現場代理人、監理技術者は、施工業務の経験を指します。プロジェクト責任者は、設計業務、施工業務を指します。 なお、証明する資料は不要です。
31	様式6-3	配置技術者名簿	「プロジェクト責任者」について、技術協力業務期間と施工期間のそれぞれにおいて具体的な業務内容を教示願います。 また、「プロジェクト責任者」の実務経験とは具体的にどのような実務経験を指すのでしょうか。ご教示願います。	プロジェクト責任者は、全業務期間を通して、当該プロジェクトを適切に把握した上で、円滑に進めるために施工予定者の業務体制を統括し、関係者との調整を行う責任者(社内的立場を含む)と考えています。プロジェクト責任者の実務経験とは、設計業務、施工業務を指します。
32	様式7	秘密保持に関する誓約書	共同企業体で申し込む場合、個別ではなく全構成員の連名で提出するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	共同企業体で申し込む場合は、連名で提出してください。